

先月、ゴッホ展を観覧してきました。ゴッホは「100年後を生きる人々の心にも届く作品を残したい」という言葉を残して、37歳で早世しました。

実は私は、先月2日に37回目の誕生日を迎えました。不思議な縁を感じますが、天才画家と一介の行政書士を比較するのはあまりにおこがましいですね(笑)。しかし行政書士業務も労苦を重ねて完成させている点を考えれば、紛れもなく「作品」。1つ1つの「作品」を丁寧に誠実にこなしたいと、いつも願っています。



## 事務所報執筆のスタンスについて

11月12日、東京都行政書士会の高度情報通信推進本部による研修会を受講し、「東京都行政書士会WEBサイト作成指針」を学ぶことができました。その第2条には「会員は行政書士業務にかかるWebサイトを作成するにあたり、以下の基準を遵守し、公序良俗に反しないように作成しなければならない」とあり、特に同条第5項に「依頼人を表示又は類推される内容の掲載を行わないこと（ただし、依頼人からの同意がある場合を除く。）」と明記されています。

以上はホームページ・ブログ等を主に意味しておりますが、富田事務所にとっては「事務所報」も該当すると判断できます。

公正取引協議会の考えとして、私たち法律資格者がこうした広告類について、内容制限されることによって、ひいては需要者の正しい商品選択に資する情報提供にまで制限を加えることになるような自主規制は独占禁止法上、問題である。ただし通常、依頼人は自己が依頼したことを広告として利用されることを想定していないことから、これを制限することには合理性が認められ、かつ一律禁止ではなく依頼人からの同意を条件として広告を認めていることから、独禁法には抵触しない、としております。

ここまで執筆して気がつかれた方もおられると思いますが、今までの事務所報において、私が過去手掛けてきた実例を参考にしてご紹介してきたことが何度かございました。それは何故かと申し上げますと、私の行政書士としての実績と得意分野を知って頂くことで私を選択して頂き、適切な業務提供を果たせる。またお役立ち情報・近似例として広く提供したかったからに他なりません。

しかしながら今回の研修で再学習し、今まで実例紹介の際に細心の注意を払いながらも、「依頼人を類推される」という点については配慮が足らなかったケースがいくつかあったのではないかと反省しております。

事務所報執筆は新年も継続します。今後もさらに行政書士としての品位保持はもちろん、正しく誠実な相談姿勢、そして情報提供に努めて参りたいと存じます。

どうぞ新年も「行政書士富田賢事務所報」のご愛顧を宜しくお願い致します。

# 相続講義特集（1）相続手続きの流れ①

10月3日、川口市立芝富士公民館にて相続の講義をしました（講師デビュー）。「相続のイロハ」と称して初心者・年配者向けに分かりやすく講義しました。今後連載を組んで、当日の講義の内容を忠実に再現してみたいと思います。

皆さん、一口に相続といっても何を連想するでしょうか？

遺言、相続放棄、遺産分割協議・・・といったキーワードでしょうか。

これらはすぐにそれだけできるものではありません。下記フローのように順番・段階があって取り組みます。

まずフローの一番上に「被相続人の死亡」とあります。被相続人とは、今回の相続の対象となる死者を意味します。

矢印の下に、「相続人の確定・相続財産の調査」とあります。具体的には、戸籍謄本や住民票などを集め、相続関係説明図（家系図）を作成し、誰が相続人に該当するか調べていきます。

相続財産は後の章で説明しますが、不動産・預貯金以外にも様々がございます。登記簿謄本、固定資産評価証明書、銀行口座通帳コピー、

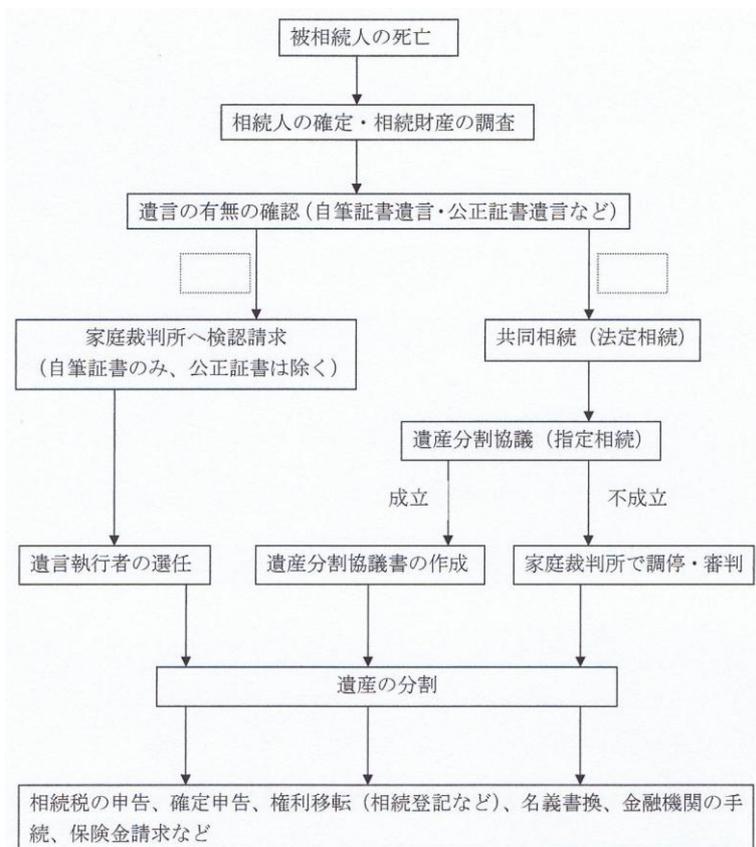
残高証明などを取り寄せ、財産目録を作成します。

その下の矢印には、「遺言の有無の確認（自筆証書遺言・公正証書遺言など）」とあります。自筆証書遺言は手書きの遺言、公正証書遺言は公証役場で作成する公的証明力のある遺言と、取り敢えず覚えて下さい。それぞれの詳しい説明は後の章で行います。

その下の矢印が2つに分かれ、点線の四角が2個ありますね。ここで問題です！

この2個の点線四角は、片方に「（遺言が）あり」、もう片方に「（遺言が）なし」と入ります。それぞれにどちらが入るでしょうか？ 考えてみて下さい。

（次号につづく）



## 認知症サポーター養成講座を修了

11月30日、北とぴあにて王子地域包括支援センター（北区役所高齢福祉課王子高齢相談係）主催による講座を受講してきました。

「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人を指します。

何か特別なことをやらなければならないというレベルではなく、友人や家族にその知識を伝えたり、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動することを目的としています。具体的には、街中でお困りのお年寄りに声掛けするといった具合です。

北区は23区中最も高齢者が多く（約25%）、一人暮らしの高齢者世帯が約26,000世帯あるとのこと。認知症をきちんと理解し、偏見や差別を無くすには、直接介護に関与していない地域の行動も重要となってくるでしょう。

一介の行政書士としてお年寄り向けにできることは、純粹業務としては相続・遺言、任意成年後見、消費者問題などが考えられます。しかし認知症サポーターという形でも地域に貢献できるかもしれない、そうすれば地域に根ざした行政書士にさらに近づけるかもしれない、と思い受講を決意しました。

「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーターには、その証として認知症を支援する「目印」としてのブレスレット「オレンジリング」が渡されます。私も講座修了後、拝受しました。

ちなみに「認知症サポーター養成講座」の講師役「キャラバン・メイト養成講座」というものもあり、来年2月に東京都でも実施するようです。そちらは北区からの推薦が必要であり受講対象に該当できるか難しいところですが、大変興味がありますね。

## 富田事務所と地域コミュニケーション広場

### ■ 11月15日（月）

「都北新聞（北区記者クラブ加盟、発行人／代表・水野進一氏、北区王子本町2-26-5、電話03-3900-8754）」の取材を受けました。

11月28日付第1817号に掲載予定（実際の配布は12月3日頃）。「北区っ子の新鋭行政書士」としてインタビューに応じました。詳細につきましては事務所報次号でご紹介します！ 乞うご期待！！

### ■ 11月16日（火）

北区社会福祉協議会の歳末たすけあい運動寄付金に協力致しました。寒い中、お願いに回られている赤羽二丁目自治会奉仕部の皆さん、いつもお疲れ様です！

富田事務所看板・チラシ設置ご協力店舗（12月1日現在）

日建ハウス（赤羽2丁目）、富田クリーニング（志茂2丁目）、君島美容室（志茂4丁目）、美容室YOU（赤羽2丁目） ※順不同・敬称略

## 相続で知っておくとちょっと便利な話(11)

遺言公正証書を作成する際、公証役場の手数料は少し複雑な仕組みです。

その手数料は、目的の価額が100万円以下なら、5,000円。100万円を超え200万円以下なら、7,000円・・・といった具合に金額の多寡によって少しずつ上がっていきます。これだけなら単純に見えますね。

しかし遺言は、相続人・受遺者ごとに別個の法律行為とみなします。したがって、各相続人・各受遺者ごとに、相続させ又は遺贈する財産の価額により目的価額を算出し、それぞれの手数を算定し、その合計額がその証書の手数料の額となります。

総額200万円の財産を妻1人に相続させる場合の手数は、7,000円です(なお、下記のように遺言加算があります。)が、妻に150万円、長男に50万円の財産を相続させる場合には、妻の手数は7,000円、長男の手数は5,000円となり、その合計額は12,000円となります。

手数料令第19条は、遺言加算という特別の手数を定めており、1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円までの場合は、11,000円を加算すると規定しています。先の件では12,000円に11,000円を加算した23,000円が手数料となります。

次に祭祀の主宰者の指定は、相続又は遺贈とは別個の法律行為であり、かつ、目的価額が算定できないので、その手数料は別途11,000円必要となります。

遺言者が病気等で公証役場に出向くことができない場合には、公証人が出張して遺言公正証書を作成してくれます。この場合の手数は、遺言加算を除いた目的価額による手数料額の1.5倍が基本手数料となり、これに、遺言加算手数料を加えます。この他に、旅費(実費)、日当(1日20,000円、4時間まで10,000円)が必要になります。

作成された遺言公正証書の原本は、公証人が保管しますが、保管のための手数料は不要です。

以上のように、遺言公正証書を作成したい場合、自分が望む内容だとどれぐらいの手数料がかかるか、自然に計算を出せるようになります。

平成22年12月1日発行 (不定期発行) 第17号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101 号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ホームページ・ブログともに「行政、富田」で上位検索で出ます。

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可

本年はITパスポート試験合格、講師デビュー、初新聞インタビュー等と充実した1年となりました。新年もどうぞ富田事務所を宜しくお願い申し上げます。年末年始の休所日は、12月28日(火)～1月4日(火)となります。